

## 第74回別府大分毎日マラソン大会「ランナーの広場」飲食ブース出店規約

○開催日時：令和8年1月31日（土）13:00～18:00

○場 所：別府市総合体育館（通称：べっぷアリーナ）

### 1 ランナーの広場について

第74回別府大分毎日マラソン大会の第1次コール（出場者受付）を令和8年1月31日（土）に別府市総合体育館（通称：べっぷアリーナ）で行います。

※例年使用している別府ビーコンプラザは、改修工事期間中のため使用できません。

受付を終えたランナーの相互交流の場、また、ランナーと地域の人々が触れ合える場として、ランナーやその家族に飲食物などを提供するランナーの広場を開催し、参加者（出場者約4,000名：73回大会実績）にはランナーの広場内で使用できる500円（250円を2枚）の食券を配布します。

### 2 出店資格・要件

- (1) 暴力団員、暴力団関係者及びそれに類する団体に所属する者、またそれらの者と密接な関係にある者の申込はできません。
- (2) 代表者が未成年である団体の申込みはできません。
- (3) 飲食物は250円もしくは500円を単位としてください。
- (4) 過去5年間において、食中毒や食品衛生上の問題等で行政処分を受けていない者及び業者に限ります。
- (5) 移動販売車（キッチンカー等）での調理のみ可能です。もしくは包装済み商品、お土産品食品、完成した弁当、物販、加工無しの果物等を提供できる者及び業者に限ります。（施設の特性に準ずる形で実施するため、現地であたため等はできません。）

### 3 申込の手続き

以下のすべての書類を出店者説明会時に提出してください。

- (1) 出店申込書（押印必須）
- (2) 口座情報登録用紙
- (3) 誓約書
- (4) 出店料
- (5) 営業許可証の写し

※書類に不備がある場合や内容によっては、出店をお断りする場合があります。

※出店申込者と営業許可申請書の申請者が同じでなければ申請はできません。

### 4 出店料

1コマ（間口2.7m×2.7m）につき、10,000円とします。

## **5 出店者説明会への出席について**

出店者説明会には必ず出席し、代理人が出席する場合は必ず事務局へ連絡をしてください。  
※日時・場所については後日お知らせします。

## **6 出店申込受付後のキャンセルについて**

出店申込受付後のキャンセルについては、出店料の返金はいたしません。

## **7 出店者の代理出店について**

申込者以外の代理の出店は認めません。また、出店者が名義貸し・転売等を行うなど、本規約に違反した場合は即時退場していただき、出店料の返金はいたしません。

## **8 迷惑行為及び規則違反について**

開催中に出店者が他に迷惑をかけるような行為や規則違反等により退場が必要と認めたときは、即時退場していただき、出店料の返金はいたしません。

## **9 スケジュール及び仕様について**

### **(1) 開催日**

令和8年1月31日（土）

### **(2) 搬入及び準備**

9：00～12：00

### **(3) 販売時間**

13：00～17：00（販売開始時刻を厳守願います）

### **(4) 搬出及び片付け**

17：00～19：00

### **(5) 出店位置**

別府市総合体育館内メインアリーナ 各出店者ブース

### **(6) 別府市総合体育館正面ロータリーに進入し、整列して駐車してください。なお、駐車許可証を必ず車外から番号・名前が確認できる位置に常に掲示してください。**

### **(7) 移動販売車を使用する場合は、車両を調理場として使用し、包装済みの商品を館内の各出店者ブースに陳列して販売してください。**

### **(8) 館内では施設特性上、カセットコンロ、IH電気コンロ、ホットショーケース等を、調理・加熱等を目的としては使用できません。**

### **(9) 参加者が飲食した「使い捨て容器」「割りばし」等のゴミは事務局で対応しますが、各ブースのゴミは必ずお持ち帰りください。**

### **(10) 出店ブースの間口は2.7m×2.7mです。長机4台（1.8m×0.45m）と椅子4脚及び販売品目等を表示するブースメニュー看板（2.7m×0.3m）については大会事務局が用意します。**

## 10 その他留意事項

- (1) 移動販売車（キッチンカー等）の電源、調理用の水、その他販売に関わるもの  
は、館内設備等の使用はできないため、出店者各自で用意すること。
- (2) 汁物の販売はできません。
- (3) 車外での調理等は地面を汚損することから厳禁とし、必ずキッチンカー内でおこ  
なうこと。
- (4) 申請に必要な経費については、申請者が負担するものとします。
- (5) 当日の荒天などで事務局が中止を決定した場合でも、出店に関する費用、仕込み  
や売り上げに関する費用等の補償はしません。
- (6) 搬入出時や出店位置での営業中に発生した事故や怪我、食中毒、盗難や金銭の授  
受・売買に関するトラブル等について、事務局は一切の責任を負いません。
- (7) 出店者同士のトラブルにつきまして、事務局は一切関与いたしません。